

令和元年度

第1回大船渡市都市計画審議会議案書

日 時 令和2年1月10日（金）午前10時
場 所 大船渡市民交流館・カメラアホール 1階 多目的ホール

大船渡市都市計画審議会

大船渡市都市計画審議会付議案件

議案第1号 会長の選任について

議案第2号 会長代理の指名について

議案第3号 大船渡都市計画その他の公共空地（中赤崎地区スポーツ交流ゾーン）の決定について

議案第 1 号

会長の選任について

標記について、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第 4 条により、会長を選任する。

議案第 2 号

会長代理の指名について

標記について、大船渡市都市計画審議会条例第 4 条第 2 項により、会長代理を指名する。

議案第 3 号

大船渡都市計画その他の公共空地（中赤崎地区スポーツ交流ゾーン）の決定について

標記について、大船渡市長から次のとおり付議されたので、審議を求める。

大船渡都市計画その他の公共空地の決定（大船渡市決定）

都市計画その他の公共空地を次のように決定する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	その他の公共空地名			
1	中赤崎地区スポーツ交流ゾーン	岩手県大船渡市赤崎町 字生形の一部	約 4.2ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

土地利用計画に位置づけた“スポーツ交流ゾーンの検討”の具現化を図り、健康で元気に暮らすことができるようにスポーツをする環境やスポーツを支える環境づくりを進めるため、本案のとおり決定するものである。

決定理由書

大船渡市においては、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災津波により、沿岸部を中心に壊滅的な被害を受けており、「大船渡市復興計画」及び「土地利用方針」（いずれも同年 10 月 31 日策定）に基づき、復興まちづくりに取り組んでいるところである。

また市では、今後も発生し得る巨大地震による津波に備え、住民の生命や財産を守っていくための対策として、災害危険区域を指定し、住宅や学校などの立地を制限している。

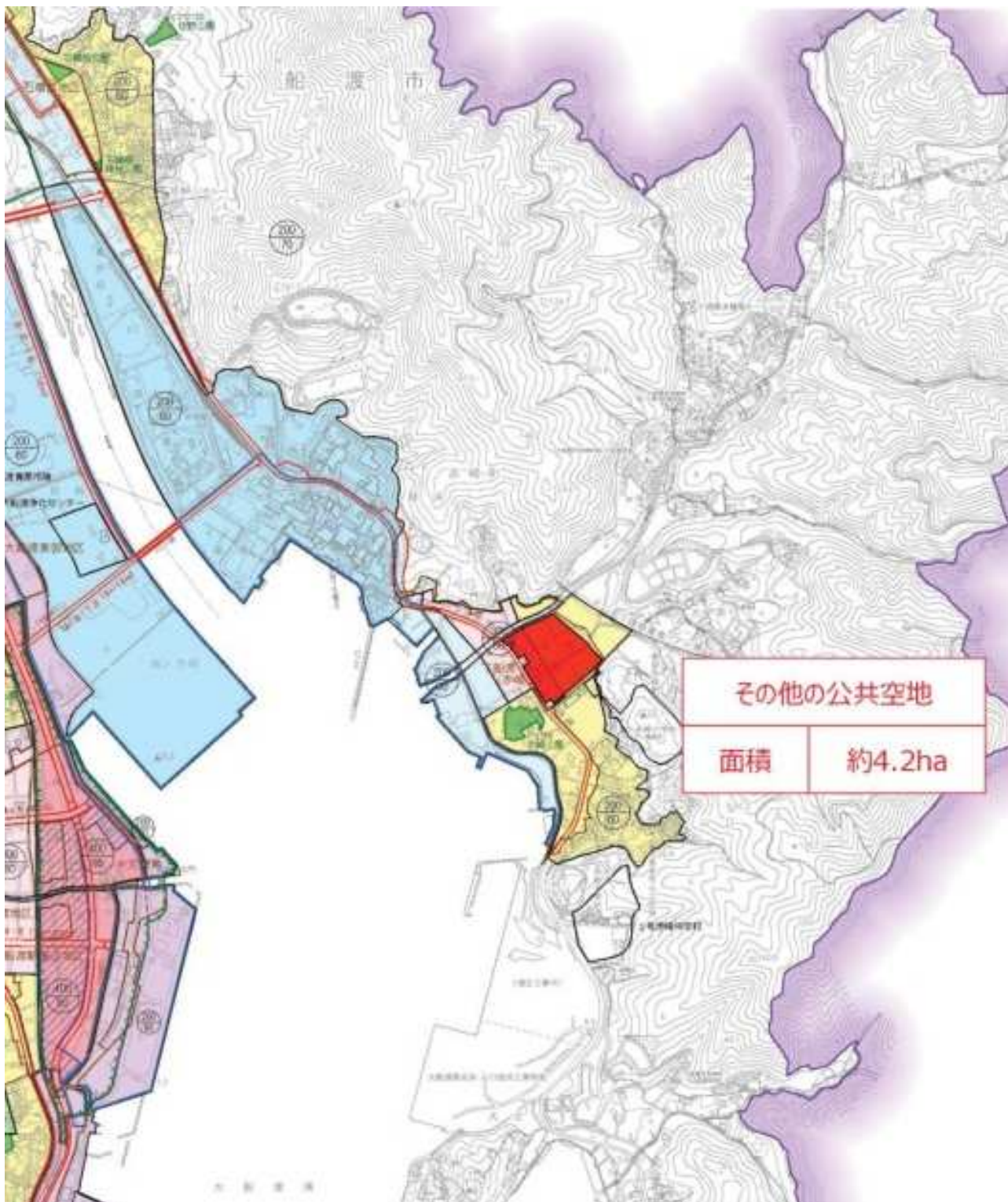
災害危険区域を指定した 26 地区のうち、防災集団移転促進事業による土地の買取りが相当規模で生じるなどの 12 地区を対象として、平成 23 年 10 月に定めた「土地利用方針図」の改定と、それを実現するための事業を位置づけた「被災跡地土地利用実現化方策」の策定（2 つを合わせて『土地利用計画』の策定と称している）を行い、被災跡地の有効利用に取り組んでいる。

中赤崎地区においては、中赤崎復興委員会や、地域住民が参画した中赤崎まちづくりワークショップと市との協働検討のもと、住民懇談会を経たうえで、土地利用計画に“スポーツ交流ゾーンの検討”を位置づけた。

その具現化を図り、健康で元気に暮らすことができるようにスポーツをする環境やスポーツを支える環境づくりを進めるため、本案のとおり決定するものである。

議案第3号
総括図

大船渡都市計画その他の公共空地
(中赤崎地区スポーツ交流ゾーン) の決定



名 称		位 置	面 積	備 考
番号	その他の公共空地名			
1	中赤崎地区スポーツ交流ゾーン	岩手県大船渡市赤崎町 字生形の一部	約 4.2ha	

計画図



議案第3号

都市計画決定までの経緯と予定

大船渡都市計画 中赤崎地区スポーツ交流ゾーンの決定

時 期	事 項	摘 要
令和元年 11 月 12 日	県知事への事前協議 (事前協議書の提出)	
令和元年 11 月 27 日	県知事からの事前協議回答	
令和元年 12 月 13 日	計画案に係る住民説明会の開催	
令和元年 12 月 16 日	都市計画案の公示及び縦覧	
令和 2 年 1 月 10 日	大船渡市都市計画審議会	
令和 2 年 1 月中旬	県知事への協議申出	
令和 2 年 1 月下旬	県知事からの協議回答	
令和 2 年 1 月下旬	都市計画決定の告示及び縦覧	
令和 2 年 1 月下旬	都市計画決定図書の写し送付	
完了		